

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

幌延町は、予防接種の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種の実施に関する事務では、事務の一部を外部委託先業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等の対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

幌延町長

公表日

令和3年12月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、町内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに接種事務の報告、実費徴収等の事務及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務を実施するものである。</p> <p>番号法においては、別表第一項10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務において個人情報を、別表第一項93の2に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において個人番号を、それぞれ用いることとなる。</p> <p>なお、これらの事務に関しては番号法別表第二に基づき各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を実施する。</p> <p>また、上記に加え、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、次の事務を行う。</p> <p>①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 項10、93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・別表第二における情報照会 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号 別表第二 項16の2、17、18、19、115の2 番号法別表第二の主務省令を定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 ・別表第二における情報提供 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号 別表第二 項16の2、16の3、115の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	幌延町(総務財政課総務グループ) 北海道天塩郡幌延町宮園町1番地1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	幌延町(総務財政課総務グループ) 北海道天塩郡幌延町宮園町1番地1 TEL 01632-5-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	予防接種の実施に関する事務	事後	事務の見直しに伴う名称変更
令和3年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	幌延町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 番号利用法及び番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 ①予防接種対象者の選定 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者等への予診票発行	本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、町内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに接種事務の報告、実費徴収等の事務及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務を実施するものである。 番号法においては、別表第一項10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務において個人情報を、別表第一項93の2に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において個人番号を、それぞれ用いることとなる。 なお、これらの事務に関しては番号法別表第二に基づき各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を実施する。 また、上記に加え、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、次の事務を行う。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	事務の見直し及び新たに情報連携が開始される事務が追加されたため
令和3年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	必要なシステム名称を追記したため
令和3年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の93の2の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第67条の2	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 項10、93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	事務及び法令上の根拠を見直したため
令和3年12月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ・番号法第19条第7号 別表第二 115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 (情報照会事務) ・番号法第19条第7号 別表第二 115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	・別表第二における情報照会 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号 別表第二 項16の2、17、18、19、115の2 番号法別表第二の主務省令を定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 ・別表第二における情報提供 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号 別表第二 項16の2、16の3、115の2	事後	法改正(令和3年9月1日施行)に伴う変更及び事務の見直しのため
令和3年12月10日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年3月8日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	対象人数の見直しをしたため
令和3年12月10日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年3月8日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	取扱者数の見直しをしたため